



荒木 隆氏

請業務を取り扱う場面が増して活動する中で民泊許可申請、トラブルが発生した際に自社のクライアント側の意見を一方的に主張しても解決に至らないケースを多く経験したため、調停人候補者となることを決めました。

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るのはごく一部ではあります。が、ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動は、それ自体が広い意味でのADRと呼べることができます。こうして、この街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を紹介します。

街の不動産トラブルを解決する 53 調停人候補者紹介

【調停人候補者】

荒木 隆氏

アトラス行政書士法人（兵庫県西宮市）

なつば最初から訴訟などせず、お互いに譲歩して話し合いで解決を目指すのが合理的であると考えています。民間適正管理主任者の資格を有し行政書士法人で、(行政書士法人補助者・民間適正管理主任者・甲種防火管理者)可申請の業務

局和解で終結する事が多かつた。それ

断てざる事後に発生しながなトラブルが分かつてきました。

資格が生きる

もやもやんトラブルが発生してからの対処も大切ですが、あえて「トラブルが発生しないうつに事前の準備」を整えるに当たっても、調停人という資格が生きていると考えております。言葉が変ですが、あえて「調停に至らないいための調停人」としての業務が本当に大切であると思います。

民泊関連の業務経験が、調停人候補者になるきっかけに（写真はイメージ）